

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法） について

1. 制定の概要

公害防止対策事業に対する国庫補助率の嵩上げ、適債事業の拡大、元利償還金の交付税算入率等の特別措置を定めるもの。

公害防止対策事業には、①公害防止計画策定地域において実施されるもの、②総務大臣指定により実施されるものがある。

2. 延長の経緯

制定以来、今日まで3回の延長がなされ、公害防止計画地域等において各種の公害対策事業が実施され、環境の改善に相当の成果をおさめてきている。

(1) 第1回延長：昭和56年（期限 平成3年3月31日）

<昭和56年環境白書>

- ・ 公害防止計画策定地域においては、大都市を中心として、環境基準等の目標を確実に達成するためには、なお相当の努力を要し、更には、交通公害、廃棄物問題、富栄養化問題等をも考慮すれば、今後とも公害防止計画の策定、推進を図る必要があり、関係地方公共団体においても、公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業を将来とも相当量必要としている。
- ・ 自治大臣が指定するしゅんせつ事業や農用地土壌汚染対策事業にも、完了に今後相当期間を要するものもある。

(2) 第2回延長：平成3年（期限 平成13年3月31日）

<平成3年環境白書>

- ・ 公害防止計画策定地域においては、現在の環境質の動向を勘案すれば、大都市を中心として、環境基準等の目標を確実に達成するには、なお相当の努力を要し、さらには、交通公害、水質汚濁、廃棄物問題等をも考慮すれば、今後とも公害防止計画の策定、推進を図る必要があり、関係地方公共団体においても、公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業を将来とも相当量必要としている。
- ・ 自治大臣が指定する農用地土壌汚染対策事業等についても、今後なお相当の事業を実施していかなければならない。

(3) 第3回延長：平成13年（期限 平成23年3月31日）

<平成12年12月1日 中央環境審議会意見具申>

公害財特法は、平成12年度末に適用期限が到来することとなっているが、これが失効した場合には、公害防止計画の実施に重大な支障が生ずることは明白であり、公害防止計画を適切に実施し、公害問題を解決するため、以上のような公害防止計画制度の改善に係る所要の見直しを行うこととした上で、その適用期限を延長することが是非とも必要である。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
(昭和四十六年五月二十六日法律第七十号)

最終改正：平成一八年六月二一日法律第八〇号

(趣旨)

第一条 この法律は、公害の防止に関する施策の一層の推進を図るため、地方公共団体が行なう公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、[環境基本法](#)（平成五年法律第九十一号）[第二条第三項](#)に規定する公害をいう。

- 2 この法律において「公害防止計画」とは、[環境基本法第十七条第三項](#)の規定による環境大臣の同意を得た公害防止計画をいう。
- 3 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に掲げるものをいう。
 - 一 [下水道法](#)（昭和三十三年法律第七十九号）[第二条第二号](#)に規定する下水道の設置又は改築の事業で次に掲げるもの
 - イ [下水道法第二条第三号](#)に規定する公共下水道で特定の事業者の事業活動に主として利用されるものの設置又は改築の事業
 - ロ [下水道法第二条第五号](#)に規定する都市下水路の設置又は改築の事業（汚でいその他公害の原因となる物質のたい積を排除する目的をあわせ有して実施されるものに限る。）
 - ハ [下水道法第二条第六号](#)に規定する終末処理場の設置又は改築の事業（イに掲げるものを除く。）
 - ニ 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺地域において実施される緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業
 - 三 [廃棄物の処理及び清掃に関する法律](#)（昭和三十五年法律第百三十七号）[第二条第一項](#)に規定する廃棄物の処理施設の設置の事業
 - 四 公立の義務教育諸学校（小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）の移転又は施設整備の事業で、公害による被害を防止し、又は軽減するために実施されるもの
 - 五 汚でいその他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業
 - 六 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地又は農業用施設について実施される客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業
 - 七 ダイオキシン類（[ダイオキシン類対策特別措置法](#)（平成十一年法律第百五号）[第二条第一項](#)に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）により土壤が汚染されている土地について実施される客土事業その他政令で定めるダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業

八 公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験又は検査に係る施設及び設備の整備の事業

九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事業

(公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等)

第三条 地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業（政令で定める事業を除く。以下この条において同じ。）に係る経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、別表上欄に掲げる公害防止対策事業の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）により、その一部を負担し又は補助するものとする。国が公害防止計画において定められた公害防止対策事業を地方公共団体に負担金を課して行なう場合における当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合についても、同様とする。

2 前項の場合において、公害防止対策事業に係る経費につき適用される他の法令の規定による国の負担割合が別表に定める国の負担割合をこえるときは、当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定めるところによる。

3 国は、地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

4 第一項の規定は、公害防止計画が定められていない地域において実施される公害防止対策事業で第二条第三項第五号から第八号までに掲げるもののうち、総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定するものに係る経費に対する国の負担又は補助についても、適用する。

(公害の防止のための事業に係る地方債)

第四条 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費については、[地方財政法](#)（昭和二十三年法律第九号）[第五条](#)各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される[下水道法第二条第三号](#)に規定する公共下水道及び[同条第四号](#)に規定する流域下水道（[同号](#)イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債については、国は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第五条 前条第二項に規定する地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、[地方交付税法](#)（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

公害防止対策事業に係る財政措置

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」について

(平成21年度)

事業区分	事業の細区分	国庫補助金		平成20年度 地方債充当率 (率は各年度の「地方債充当率(総務省告示)」による) ※7	地方交付税の基準 財政需要額への算入		備考 (財特法 根拠条 項等)		
		通常の 補助 負担率	特例 補助 負担率		通常算入率	特例算入率			
下水道	特定公共下水道	1/3	1/2	100%		44%	措置なし ※5	第2条 第3項 第1号	
	都市下水路	4/10	1/2	都道府県 90% 市町村・指定都市 55%		30% (都道府県) 12.5% (市町村・指定都市)	地方債元利償還金の50%を基準財政需要額に算入(公害財特法第5条、地方交付税法附則第5条による) ※5		
	公共下水道	終末処理場	55/100	1/2	100%				16~44% (公共下水道) ※4
		その他	50/100	—					
	流域下水道	終末処理場	2/3	1/2					44% (流域下水道、特定環境保全公共下水道)
その他		50/100	—						
緩衝緑地	緩衝緑地	用地	1/3	90%		30%		第2条 第3項 第2号	
		施設	1/2						
廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	ごみ	※3 1/3 (1/4)	90% (施設) 100% (用地造成)		50% (施設) 0% (用地)		第2条 第3項 第3項	
		し尿	※3 1/3 (1/3)						
処理施設	処理施設	廃棄物埋立護岸	1/3	90%		50%			
		海洋性廃棄物 処理施設	1/3	都道府県・指定都市 70% 市町村 75%	○	0%			
学校環境整備 (公立の義務 教育諸学校)	公害防止工事等	1/3	55/100	都道府県 75% 指定都市・市町村 90%		70% (危険) 30% (プール) 20% (給食) 0% ※6	措置なし ※5	第2条 第3項 第4号	
※2 しゅんせつ ・導水等	河川	1/3		90%	○	30%	地方債元利償還金の50%を基準財政需要額に算入(公害財特法第5条、地方交付税法附則第5条による)	第2条 第3項 第5号	
	港湾	※1 0 (1/2)	1/2						
	水産基盤	1/2		都道府県・指定都市 70% 市町村 75%					○
※2 公害対策 土地改良	農業用施設(かんがい排水施設)	土壌汚染防止等	55/100	55/100	90%	30%		第2条 第3項 第6号	
		その他	55/100	1/2					
	農用地 (客土・排土等)	汚染除去等	50/100	55/100					
		その他	50/100	1/2					
※2 ダイオキシン 類対策	土壌汚染防止・除去等	1/2	55/100	都道府県・指定都市 70% 市町村 75%	○	0%	第2条 第3項 第7号		
		1/2	55/100	都道府県・指定都市 75% 市町村 80% (介護施設100%)		0%			
政令で定める 事業	幼稚園等	1/3	1/2	75%		0%	第2条 第3項 第9号		
	児童福祉施設	1/3	1/2	都道府県・指定都市 75% 市町村 80% (介護施設100%)		0%			
		1/2	55/100						
老人福祉施設	1/2	55/100							

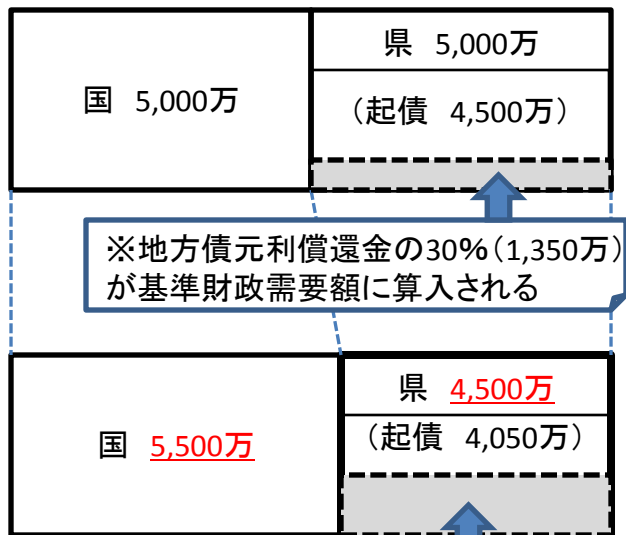
(注) ※1 …… 港湾公害防止対策事業として行う場合は0、それ以外の事業として行う場合は1/2
 ※2 …… 公害防止計画策定地域以外の地域において実施される公害防止対策事業で総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定した事業についても適用される。
 ※3 …… 上段は平成17年度以降の交付金事業の補助負担率、下段の()内は交付金化以前の国庫補助事業の補助負担率。
 ※4 …… 合流式・分流式の別及び処理区域内人口密度別に16~44%を算入
 ※5 …… 特定公共下水道(単独分)及び義務教育施設(学校環境整備)については、本財政措置においては交付税措置を講じていない。(なお、義務教育施設(学校環境整備)においては、通常分として各費目において基準財政需要額に算入される。)また、平成16年度より、下水道事業のうち更新事業に係る経費についても、交付税措置の対象外としている。
 ※6 …… 市町村立施設について、危険改築・不適格改築事業等は70%、屋外プールの新增築事業は30%、給食施設の新増改築事業は20%及びその他事業は0%を算入(平成18年7月20日付け総財調第24号「安全・安心な学校づくり交付金事業に対する地方財政措置について」参照)
 ※7 …… 財特法が適用されることにより起債が可能となるもの

公害財特法の適用を受けることによる事業負担の効果

【例1】公害対策土地改良の場合 (農用地汚染除去等)

○ 事業費1億で試算

	補助率	地方債 充当率	地方交付税の 基準財政需要 額への算入
通常	50%	90%	30%
財特法 適用	55%	90%	50%



※地方債元利償還金の50%(2,025万)が基準財政需要額に算入される

【例2】しゅんせつ等の場合 (水産基盤)

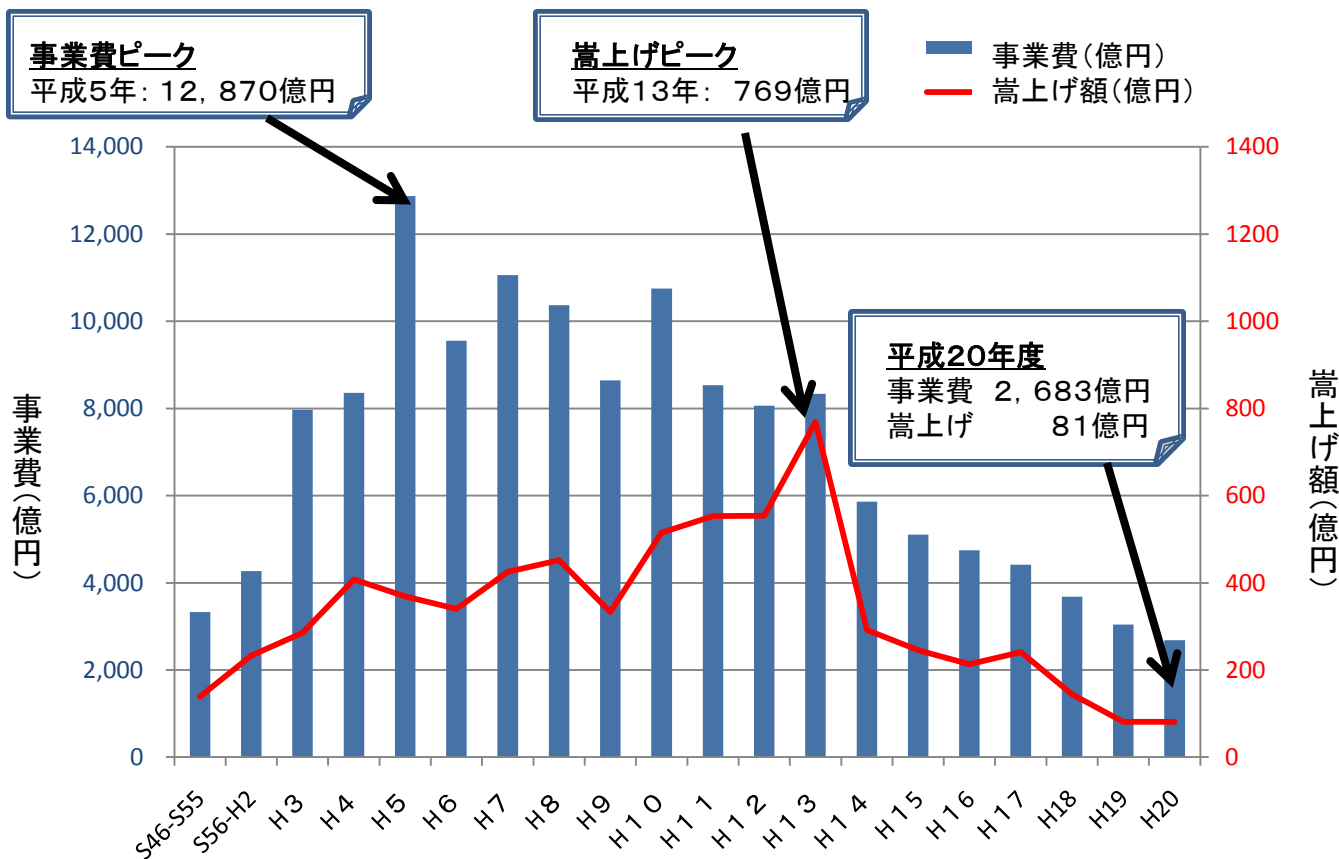
○ 事業費1億で試算

	補助率	地方債 充当率	地方交付税の 基準財政需要 額への算入
通常	50%	—	0%
財特法 適用	50%	70%	50%

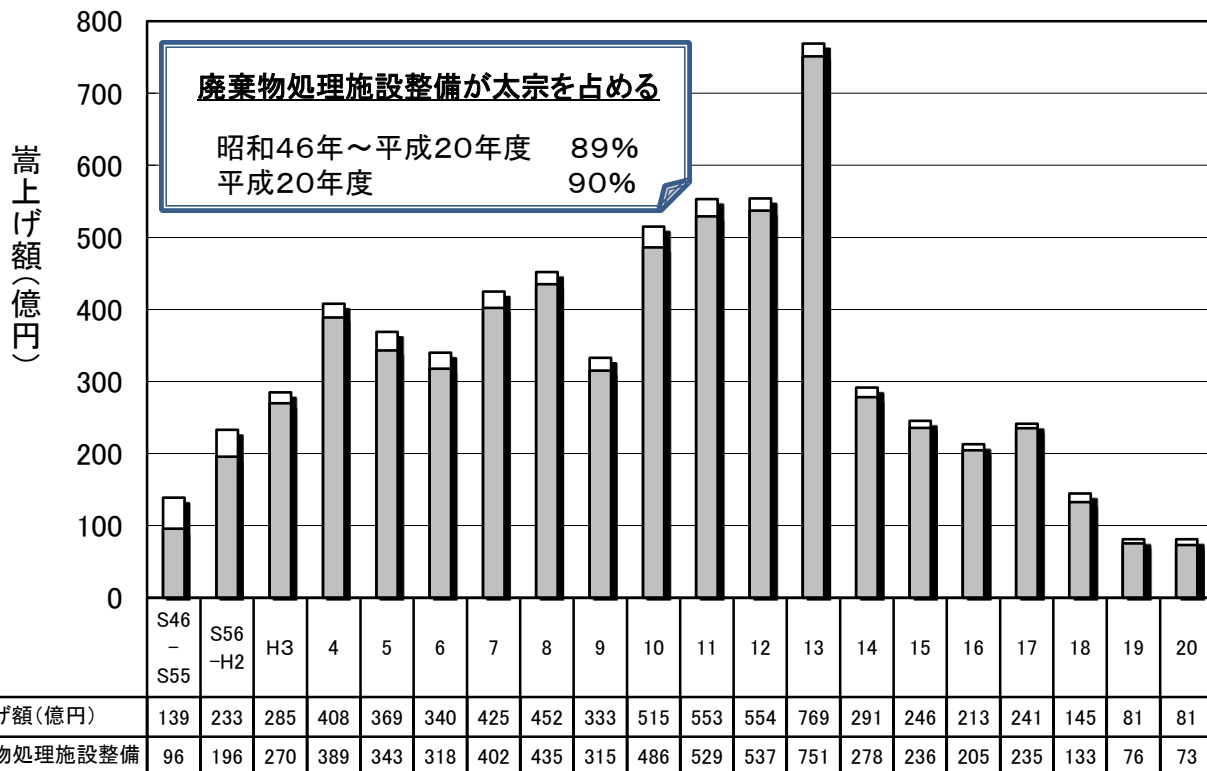


※財特法の適用を受けることにより、起債可能となる
※地方債元利償還金の50%(1,750万)が基準財政需要額に算入される

公害防止対策事業に係る事業費及び補助の嵩上げ額の推移



嵩上げ額に占める廃棄物処理施設整備の割合



廃棄物処理施設整備に対する公害財特法に基づく 財政措置（補助率嵩上げ）の見直しについて

（H.17.10.7 第12回中央環境審議会公害防止計画小委員会資料抜粋）

- ① 公害対策の充実した廃棄物処理施設を整備することと公害防止計画上の課題との関連性は希薄になっている
- ② 近年の重要課題であった廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出の削減についても相当な成果を挙げた
- ③ 今後ますます重要性を増す循環型社会形成に向けた取組は全国的に展開する必要がある課題である

これらのことから、平成18年度以降策定される公害防止計画に基づく廃棄物処理施設の整備については、補助率の嵩上げを講ずるまでの必要性はなくなってきているものと考えられる。

（参考）廃棄物処理施設整備に対する国の支援制度の体系

通常地域	<p>循環型社会形成推進交付金</p> <p>（交付率：1／3。ただし、高効率原燃料回収施設については1／2）</p> <p>※ 16年度までに着工し、17年度以降継続して実施される事業については、引き続き廃棄物処理施設整備費補助金（補助率：ごみ処理施設は1／4、し尿処理施設は1／3）を交付。</p>	
公害防止計画地域	<p>17年度までに定められた公害防止計画に基づく事業</p> <p>廃棄物処理施設整備費補助金</p> <p>（補助率：1／2）</p>	<p>18年度以降に定められた公害防止計画に基づく事業</p> <p>< 1／2以内で政令で定める割合（未定） ></p>

総務大臣指定に係る公害防止対策事業

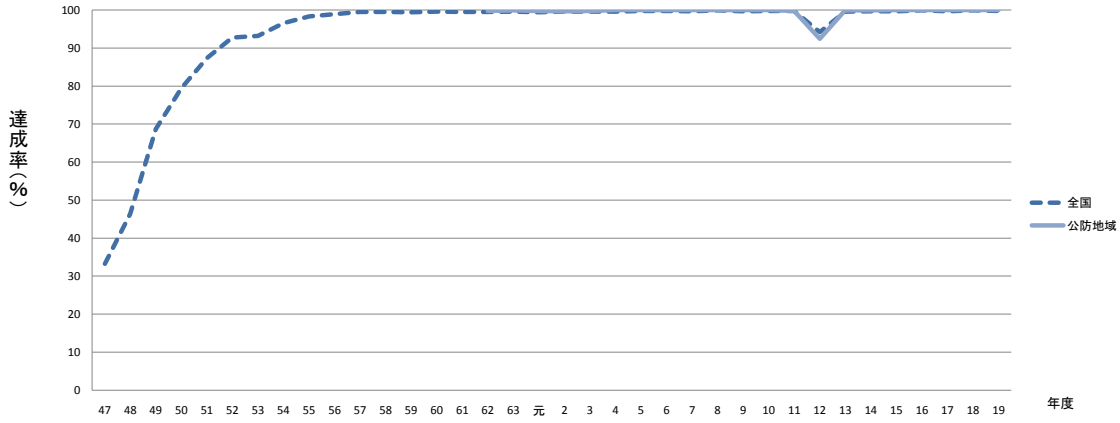
(平成21年3月末)

事業名	事業主体	指 定 年 度										
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
西員弁地区農用地客土等事業	三重県	←→										
英虞湾たい積汚泥しゅんせつ事業	三重県	←→	←→	←→								→
山内川地区農用地客土等事業	京都府	←→					←→	←→				
赤野井湾たい積汚泥しゅんせつ事業	滋賀県	←→										
赤野井湾流入河川対策事業	滋賀県				←→	←→	←→	←→				→
有明海覆土等事業	福岡県	←→		←→	←→	←→	←→	←→				→
有明海覆土等事業	柳川市				←→	←→	←→	←→				
有明海覆土等事業	大牟田市				←→	←→	←→	←→				
有明海覆土等事業	福岡県大和町				←→	←→	←→	←→				
有明海覆土等事業(島原・深江)	長崎県	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→				→
有明海覆土等事業(諫早湾)	長崎県			←→	←→	←→	←→	←→				
有明海覆土等事業	熊本県	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	→
有明海覆土等事業	熊本市	←→										→
有明海覆土等事業	熊本県横島町		←→									
橋本市ダイオキシン類土壤汚染対策事業	和歌山県		←→	←→								
有明海覆土等事業	佐賀県			←→	←→	←→	←→	←→		←→		
有明海覆土等事業	熊本県三角町			←→								
八代海覆土事業	熊本県三角町				←→	←→						
板屋五騎地域農用地客土等事業	秋田県			←→	←→	←→	←→	←→				
水俣港たい積汚泥しゅんせつ事業	熊本県				←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	→
小樽港たい積汚泥しゅんせつ事業	小樽市							←→	←→	←→	←→	
八代海覆土等事業	熊本県							←→	←→	←→	←→	→
亀福地域公害防除特別土地改良事業	秋田県							←→	←→	←→	←→	→
黒部地域農用地客土等事業	富山県								←→	←→	←→	→
双葉郡大熊町大字小入野字東平地域ダイオキシン類土壤汚染対策事業	福島県大熊町							←→	←→	←→	←→	

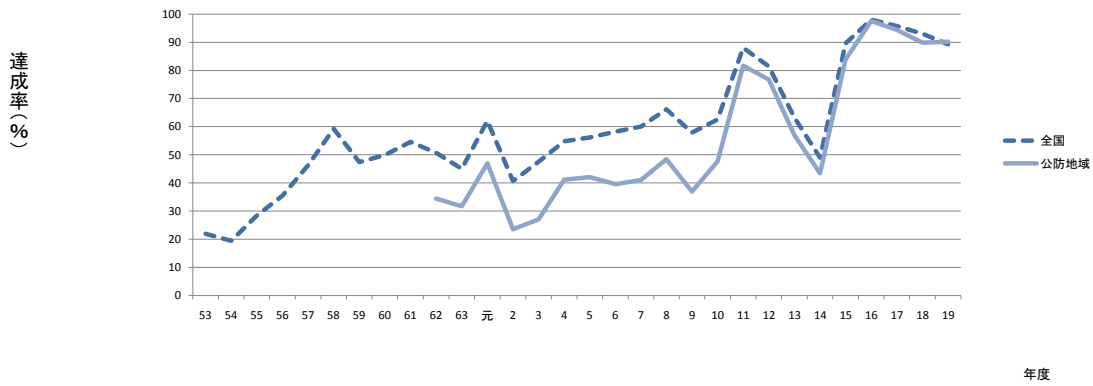
注:平成12年度以前に終了した事業は65ある。

環境基準等の達成状況(S49~H19)

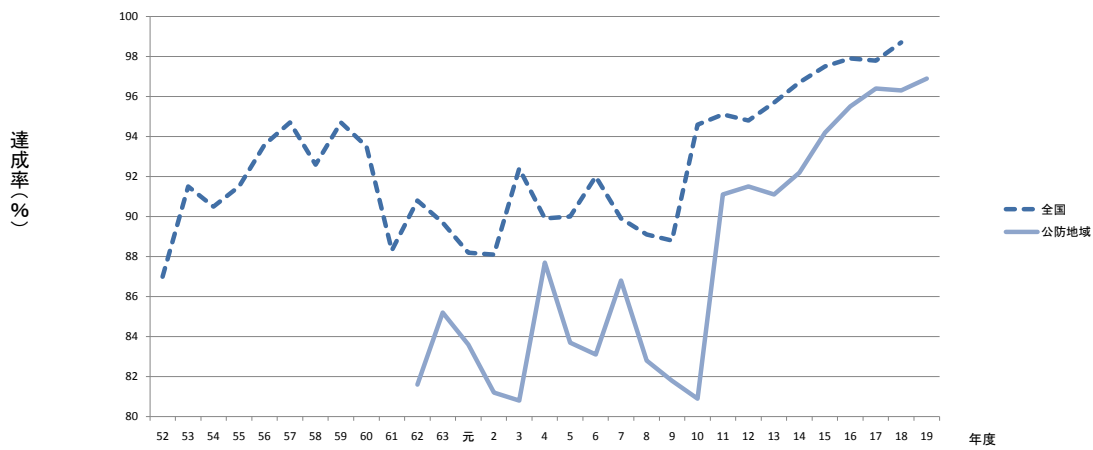
二酸化硫黄(S47~H19)



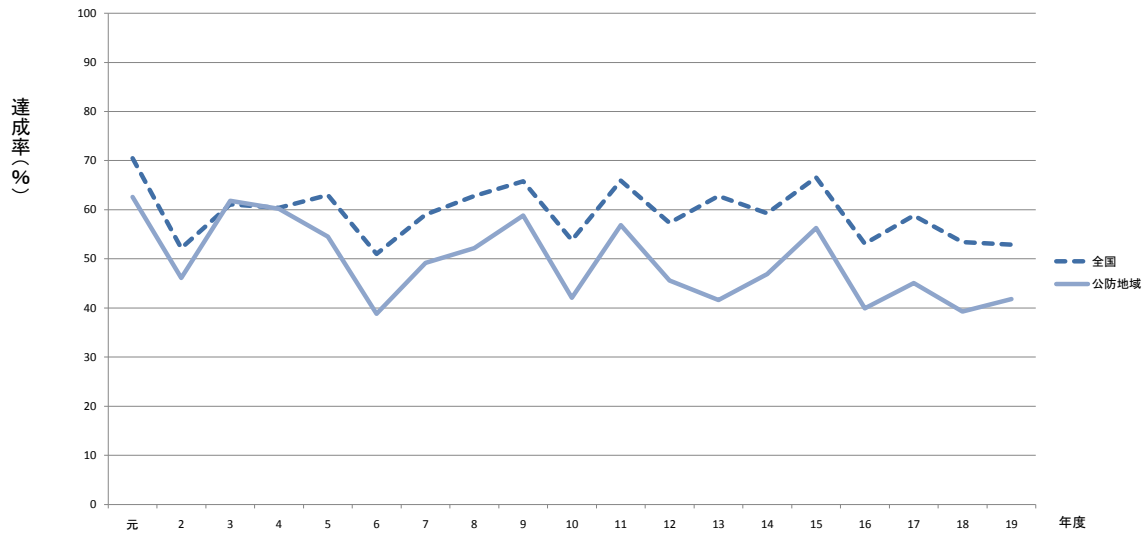
浮遊粒子状物質(S53~H19)



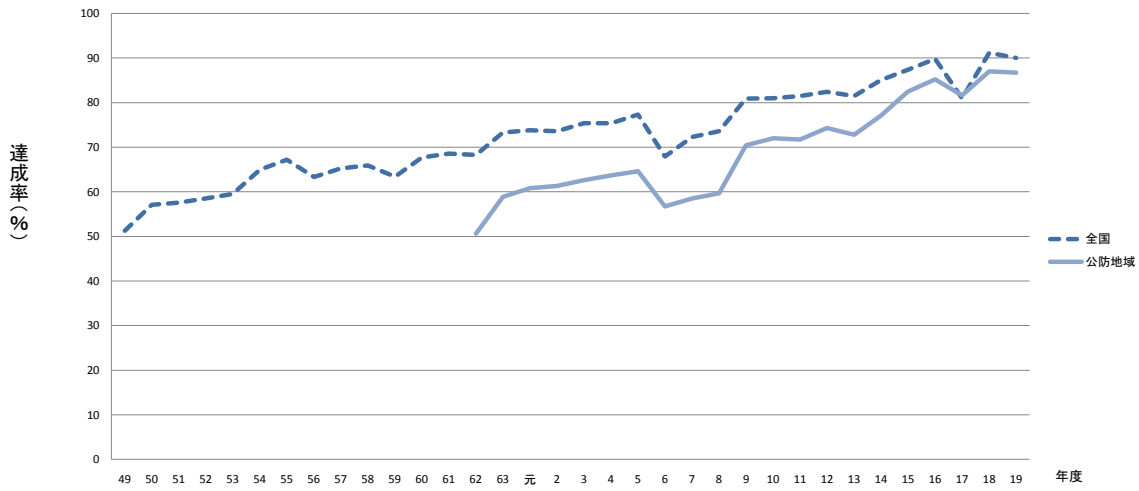
二酸化窒素(S52~H19)



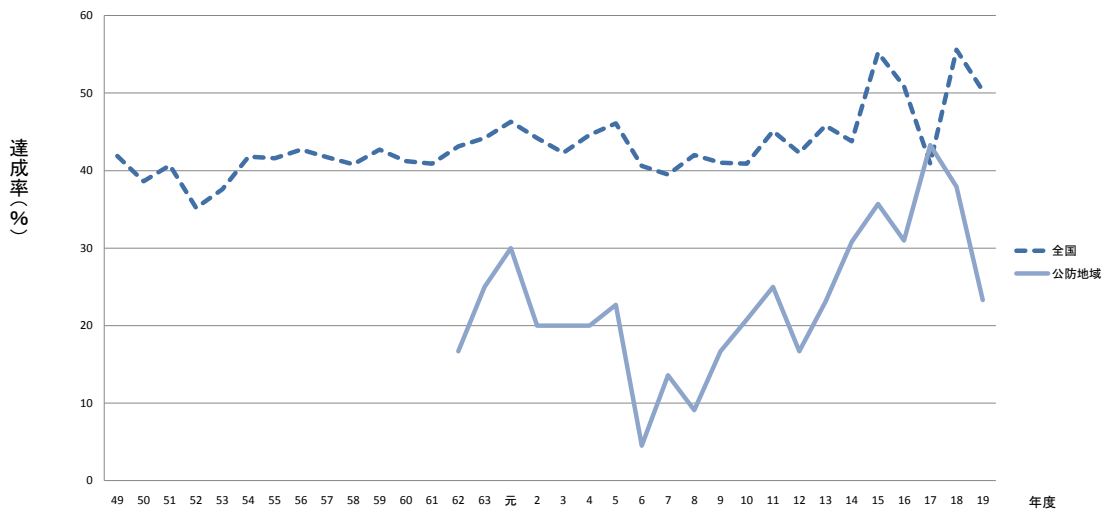
光化学オキシダント(H1~H19)



河川BOD(S49~H19)



湖沼COD(S62~H19)



海域COD(S62~H19)

